厚生ニュース　市ヶ谷センターから組合員の皆様へ重要なお知らせ

産休・育休の期間を変更した方へ
掛金免除再申請のご案内

再申請のお知らせ

休業期間が変更になった場合は、再申請が必要です！

※変更申請が未提出の場合、変更前の掛金免除期間が登録されたままになり、復帰後の掛金控除が発生しない状態になることがあります。

お早目の申請をお願いいたします！

※申請のタイミングによっては、控除や還付が遡ったり、申請当月に免除が反映しない場合があります。
（申請当月に反映されなかった免除情報は翌月以降調整されます）

以下の状況の方は申請状況をご確認ください

- 産休・育休復帰後の**掛金がずっと控除されない！**
- 復帰後の給料から**掛金が一気に控除・還付された！**
- 免除申請を出したのに**掛金が控除された！**

「**産前産後休業掛金等免除申出書**」、「**育児休業等掛金等免除申出書**」は、共済組合ホームページより電子申請をお願いいたします。

〈電子申請システムログインリンク先〉
https://www.boueikyosaionline.jp/Apply/s/

詳しくは、コンタクトセンターまでお問合せください。
電話番号：０５０－３６５１－０８０５
受付時間：９：００～１７：００（土・日・祝・年末年始を除く）

守るあなたを支えたい
防衛省共済組合